

定例委員会会議録

委員長 中 村 映 子

壽 正 橋 本 員 委

委員 岩崎 典子

委員 淺沼 敏幸

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 日 時 | 令和 7 年 10 月 10 日（金） 午前 10 時 00 分 |
| 2 | 場 所 | 選挙管理委員会室 |
| 3 | 出席者 | 委員 4 名、事務局長、係長 3 名、書記 2 名 |
| 4 | 議 案 | （１）在外選挙人名簿の登録について
（２）選挙人名簿登録者の抹消について |
| 5 | 報 告 | （１）練馬区議会第三回定例会決算特別委員会における審議について
（２）練馬区選挙管理委員および同補充員の選挙を行うべき事由の発生について
（３）練馬まつり選挙啓発実施概要について |
| 6 | そ の 他 | （１）配付物について
・ねりましろばらだより・白ばら第 93 号
（２）日程について
（３）その他 |

午前 10 時 00 分、中村委員長開会を宣す。

【議案】

(1) 在外選挙人名簿の登録について

選挙係長より、在外選挙人名簿に関して、出国時申請の 21 人を新たに登録するとの説明があり、可決された。総登録者数は 1,175 人。

(質疑・応答)

特になし。

(2) 選挙人名簿登録者の抹消について

選挙係長より、公職選挙法第 28 条の規定により、死亡・国籍喪失・失踪による抹消者が 925 人、4 か月経過者が 3,192 人、在外移転者が 21 人、誤載者が 0 人、総計 4,138 人の抹消を行うとの説明があり、可決された。

令和 7 年 10 月 10 日現在の選挙人名簿登録者数は 619,694 人。

(質疑・応答)

特になし。

【報告】

(1) 練馬区議会第三回定例会決算特別委員会における審議について

令和 7 年練馬区議会第三回定例会決算特別委員会において、9 月 18 日(木)に練馬区議会無所属・都民ファーストの会・国民民主党・ウェルビーイングな会の山田かずよし議員から(1)選挙でのデマ情報への対応について(2)都議選、参議院選において 20 代 30 代の投票率が向上したことに対する選管の分析について(3)郵便で届く不在者投票の取扱いについて、練馬区議会無所属・都民ファ

ファーストの会・国民民主党・ウェルビーイングな会の水上明子議員から(1)投票済証のデザインについての考えと工夫およびねり丸の図柄の使用開始時期について、生活者ネットワークの山崎まりも議員から(1)保護者が投票所に子どもを同伴して入って構わないことに対する周知方法について(2)「子どもと一緒に投票に行こう」という保護者に対する啓発の実施について、参政党のももかわ一郎議員から(1)公選法 225 条の解釈について(2)選挙妨害についての選管の認識について(3)選挙妨害に対する今後の対応について質問があった。

事務局長より、練馬区議会無所属・都民ファーストの会・国民民主党・ウェルビーイングな会の山田かずよし議員に関して(1)SNS は、対応によってはさらなる誤解や炎上を招く恐れもあるので、すべての投稿に反応しないが、必要に応じて速やかに否定し、正確な情報の発信に努めること、(2)投票先の選択肢が豊富であったことや物価高対策や在留外国人問題など、若者の生活にも密接に関わるテーマが争点となり関心が高まったため投票率が向上したと分析していること、(3)練馬区では郵便局と覚書を交わしており、選挙期間中の選管宛ての郵便物は不在者投票も含め、すべて本庁舎 16 階の選管事務室まで配達員が直接届けており、今後も郵便局と綿密に連携し、この運用を継続すること、練馬区議会無所属・都民ファーストの会・国民民主党・ウェルビーイングな会の水上明子議員に関して(1)ねり丸は区として積極的に活用しているキャラクターであるため使用しており、今年の投票済証は、都議選では、ねり丸が大根を一生懸命引き抜こうとしている姿、続く参議院選では、大根を掲げてほほ笑むねり丸の図柄を採用したこと、また、ねり丸の図柄は平成 26 年の都知事選から使

用していること、生活者ネットワークの山崎まりも議員に関して(1)平成 28 年の公選法改正で、保護者が 18 歳未満の子ども同伴して投票所に入ることが明確に認められ、その改正内容については、区のホームページや SNS、学校で行う啓発講座等で触れており、総務省のリーフレットも活用していること、(2)選挙期間中は優先的に周知すべきことが多く、「子どもと一緒に投票所へ」という啓発はホームページや SNS を活用した発信が中心となるが、発信頻度の向上や見つけやすい掲載方法の工夫などを通して保護者等の理解促進を図ること、また、小中学校で行う啓発活動を通して保護者に働きかけることを大切にしており、他の啓発手法も検討しながら投票率向上に努めること、参政党のももかわ一郎議員に関して(1)公選法 225 条（選挙の自由妨害罪）の 2 は「集会の弁を妨げ、演説を妨害し、もって選挙の自由を妨害したとき」とあり、昭和 23 年の最高裁判決で「聴衆がこれを聞き取ることを不可能又は困難ならしめる行為」があれば演説の妨害であるとしていること、(2)昨年令和 6 年第三回定例会の所信表明の中で「規範意識を欠いた行為は、選挙を貶めるだけでなく、民主主義を揺るがしかねないものであり、民主主義を守るために、選挙の公平性を確保することが重要である」と表明しており、都選管や警察としっかりと連携し、選挙の公平性を一層確保すること、(3)都選管が選挙運動の法令順守を周知するリーフレットを作成しており、区選管ではこれを活用し、立候補予定者説明会や立候補届出の際に、候補者等に対して適正な選挙運動を呼びかけていること、また、区内の 3 警察署と情報共有を綿密に図り、区民からの通報や公選法に抵触する恐れのある事案を把握した場合には、速やかに警察へ情報提供を行うな

ど適切な対応に努めること、について答弁を行った旨の報告があった。

(質疑・応答)

委員：豊島区において郵便で届いた不在者投票関係郵便物が、宿直から選管に引き継がれず無効票となった事例が発生したが、練馬区のように配達員が直接届けるような仕組みにしていればよかったのではないか。

事務局：豊島区が今回の件を受けて調査したところ、豊島区のような方法を取っている区は少なく、多くの区が郵便局と連携し対応していることが判明したと聞いている。

委員：保護者と共に投票所に来た子どもに対して、投票済証を渡すというの
はどうか。

事務局：投票済証は投票された方の申請を受けて、原則、公民権の証明書として渡しているものであるため、子どもに配付する用途として作成されているものではない。

(2) 練馬区選挙管理委員および同補充員の選挙を行うべき事由の発生について

庶務係長より、本日 10 月 10 日付けで練馬区議会議長および練馬区長宛てに
地方自治法第 182 条第 8 項の規定に基づき通知を行う旨の説明があった。

(質疑・応答)

特になし。

(3) 練馬まつり選挙啓発実施概要について

情報啓発係長より、令和 7 年 10 月 19 日開催予定の練馬まつり選挙啓発実施概要について説明があった。

（質疑・応答）

委 員：希望者に配付する投票済証は、今回の練馬まつりのためにデザインされたものなのか。

事務局：お見込みのとおり。職場体験で来ていた石神井西中学校の生徒がデザインしたものである。

【その他】

（１）配付物について

・ねりましろばらだより・白ばら第 93 号

（２）日程について

今後のスケジュールについて、委員会日程予定表で確認した。

次回は、10 月 27 日（月）10 時 00 分から定例委員会を開催する。

（３）その他

委 員：練馬区長選挙が来年度執行予定であるが、現時点では練馬区議会議員の補欠選挙はないのか。

事務局：欠員は出ていないため、現時点では練馬区議会議員補欠選挙はなく、練馬区長選挙単独の執行予定である。

午前 10 時 55 分 中村委員長閉会を宣す。
